

一般社団法人神奈川県作業療法士会 大規模災害時会費免除規程

規則・規程第 22 号

令和 2 年 5 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人神奈川県作業療法士会（以下「本会」という。）会員に大規模自然災害等により、財産被害があったときの対応について定めることを目的とする。

(災害の定義)

第 2 条 この規程にいう災害とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、火事若しくは爆発その他の事故又は犯罪により生ずる被害
- (2) 神奈川県が激甚災害地域に指定された場合

(適応)

第 3 条 この規程の適応は、定款第 8 条に定める正会員及び賛助会員とする。

(適応範囲) 第 4 条 会費減免をする場合は、以下の各号の通りとする。

- (1) 災害発生時に会員本人及び賛助会員（個人）が居住していた自宅が罹災したとき
- (2) 災害発生時に賛助会員（団体）の事務所等が罹災したとき
- (3) その他、理事会で必要と認められたとき

(申請者)

第 5 条 原則として本人からの申請とする。ただし、被災の影響により本人が申請できない場合は代理人(本会会長もしくは 1 親等親族)からの申請を認める。

- 2 賛助会員（団体）の場合は、代表者からの申請とする。

(申請書類)

第 6 条 この規程の適用を受けようとする者は、会費免除申請書と共に、その内容を証明する書類について、下記のうちいずれかを添付して本会事務局に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書の写し
- (2) その他、客観的に天災による被災が証明されると認められるもの

(会費減免)

第 7 条 会費の減免の内容は、次のとおりとする。ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

- (1) 当該年度もしくは翌年分（1 年分）の会費免除

(本規程の変更及び廃止)

第 8 条 本規程の変更または廃止は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 5 月 31 日から施行する。